

災害見舞金要綱

（目的）

第1条 この要綱は、広島市危険物安全協会の社会貢献の一環として、広島県内で災害が発生した場合に見舞金を支出することについて必要な事項を定める。

（見舞金の対象）

第2条 見舞金は、次の全てに該当し、広報委員会が必要と認めた場合に支出するものとする。

- (1) 自然災害又は不可抗力により発生した災害であって災害救助法が適用されたものであること。
- (2) 次条に定める団体が見舞金を募っていること。

（交付団体等）

第3条 見舞金は、次の内から広報委員長が指定する団体に支出する。

- (1) 広島県又は広島県内の市町村
- (2) 日本赤十字社
- (3) 日本放送協会
- (4) 広島県内の社会福祉協議会
- (5) その他広報委員長が適当と認めた団体

（見舞金の額）

第4条 見舞金は、被害の状況に応じ災害一件につき5万円を限度として支出する。

（委任）

第5条 その他見舞金を支出するにあたり必要な事項は、会長の承認を得て広報委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月11日から施行する。